



新型コロナウイルス感染症の時代を超えて

全国市長会

事務総長 稲山博司

伝染病の流行は、どんな時代にも、その時代の行き過ぎた箇所や社会の一番弱い部分をあぶりだすと言われます。

このたびの新型コロナウイルスによって、わが国の医療提供体制の脆弱性や偏り、あるいは長年論じられてきた東京一極集中の弊害等が、大きく浮き彫りにされることになりました。その一方で、多くの人々の意識や働き方にも新たな変化の兆しが出ています。

東京圏に一極集中するわが国の構造は、首都直下地震などの巨大地震へのリスク等に加えて、感染症の流行といった事態にいかにか脆弱で、わが国全体に大きな課題を波及させるものか、強く国民の皆さんに意識させることになったのかも知れません。

また、在宅勤務、リモートワークやWEB会議などを経験した人が一気に増加し、案外やれるものだという事も実感して、「場所にとらわれない働き方」の重い蓋が、かつてないスケールとスピードで開いたことは大きいことでした。こうしたテレワークなどの代替技術が、既存の集積効果を上回るほどの画期的な生産性向上につながるかどうか、今後のポイントになってくるでしょう。

デジタル化などの遅れが、様々な局面で問題を惹起した一方で、未来技術の活用やDX改革に注目が集まり、今後の社会を変えて支える、時代のエンジンになるとの認識も広まりました。東京・地方の関係からいえば、「地方すなわち不便なところ」という、いわば「場の制約から地域を解放すること」につながっていく可能性があると思います。

さらには、家族や地域社会、会社等の組織でのつながりが希薄化し、孤独死が問題になる「無縁社会」といったような社会状況は、わが国に限らず先進国のどこでも見られた現象ですが、新型コロナ感染症が、更なるインパクトを与えたように感じています。

感染拡大防止のためにできるだけ人との接触の機会を避け、組織運営のあり方までも、ディスタンスをとるような、いわば「遠隔社会」とでもいうような社会状況がひそかに進行している恐れがあります。地域の力、市町村の力とは、人々の絆やつながりの力でもあり、これから更に憂慮すべき事態が進むことも危惧されます。

私自身は、これからも、絆やつながりを大切にす新たな「信頼社会」といった社会像が模索されることになってほしいし、特に都市自治体においては重要な課題になるのではないかと考えています。

皆さんの英知を結集して、ワクチン接種という自治体が直面する難題を乗り越えて、ぜひとも連帯の力という日本人の強みで世界をリードしてほしいものだと思います。

地方行財政の課題

総務事務次官 黒田 武一郎



本テーマについては、例年3月に開催される都道府県市町村振興協会事務局長会議における講演録として収録されている。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年引き続き会議は中止とされたことから、寄稿という形となった。このことそのものが現在の特別な状況を示している。

こうした中での地方行財政の課題を俯瞰する上で有効な視座を与えてくれるものの一つとして、令和2年6月に出された第32次地方制度調査会の「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」が挙げられる。

この答申では、基本的な認識として、第1に、2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラが増加する。一方で、支え手・担い手の減少などの資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化するとする。そして、第2に、新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、住民に身近な地方公共団体が提供する行政サービスの重要性や、人、組織、地域がつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識されるとともに、人口の過度の偏在に伴うリスクが浮き彫りになったとした上で、地方行政のあり方を変化やリスクに適応するものへと転換する必要があるとした。その上で、目指すべき地方行政の姿について、地方行政のデジタル化、公共私連携、地方公共団体の広域連携、地方議

会のあり方の4点を提示した。

本稿は、この答申の問題意識を参考としつつ、以下の構成で地方行財政の課題について整理するものであり、文中の意見にわたる部分については、個人的見解である。

なお、新型コロナウイルス感染症のもたらす状況は時々刻々と変化してきており、本稿で言及した内容は令和3年5月21日時点のものである。

1 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 経緯
- (2) 対処に関する全般的な方針
- (3) 予防接種
- (4) 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策と令和2年度第3次補正予算等

2 地方行政の課題

- (1) デジタル改革
- (2) 社会保障制度
- (3) 防災政策
- (4) 新しい過疎対策

3 地方財政の安定的な運営の確保

- (1) 令和3年度の地方税制改正と地方財政計画
- (2) 財政構造の健全化

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 経緯

世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルス感染症について、令和2年1月30日に「国

際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、3月11日には「パンデミック（世界的な大流行）」にあるとした。

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された。政府においては、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上の重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで、水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。

国内において、感染経路の不明な患者が増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加した（令和2年3月14日施行）。

4月7日には同法に基づき緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間は4月7日から5月6日まで、緊急事態措置区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県とした。更に、4月16日には全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとし、5月4日には緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長した。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置区域を縮小していき、5月25日には緊急事態解除宣言を行った。

その後、感染者の新規報告数は10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていき、12月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。これらに鑑み、令和3年1月7日に第2回の緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間は1月8日から2月7日まで、緊急事態措置区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とした。1月13日には緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。2月2日には、2月8日以降については緊急事態措置区域から栃木県を解除するとともに、緊急事態措置区域の10都府県については緊急事態

措置を実施すべき期間を3月7日まで延長した。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法等を改正し、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設等を行った（令和3年2月13日施行）。

2月26日には、3月1日以降については、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更し、3月5日にはこれらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を3月21日まで延長することとし、3月18日の分析・評価において全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、3月21日をもって緊急事態措置を終了した。

4月1日には感染の再拡大を防止する必要性が高いことなどから、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日まで、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

4月9日には、4月12日以降については重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月12日から5月11日まで、京都府及び沖縄県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月12日から5月5日までとする公示を行った。

4月16日には、4月20日以降については重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加えるとともに、この4県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月20日から5月11日までとする公示を行った。

新規報告数は3月上旬以降、大都市部を中心に増加が続き、重症者数も増加が見られた。また、影響が懸念される変異株の感染者の増加が見られ、急速に従来株からの置き換わりが進みつつある。こうした状況を踏まえ、4月23日に第3回目となる緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置を実施すべき期間は4月25日から5月11

日まで、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とされた。

同じく4月23日に、4月25日以降については重点措置区域に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県及び沖縄県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「5月5日まで」から「5月11日まで」と変更するとともに、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月25日から5月11日までとする公示を行った。

5月7日には、5月12日以降については緊急事態措置区域として愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長した。

同じく5月7日に、5月9日以降については重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月9日から5月31日までとし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月31日まで延長する公示を行った。

5月14日には、5月16日以降については緊急事態措置区域として5月31日までの期間において、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更を行った。

同じく5月14日に、5月16日以降については重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に群馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月16日から6月13日までとする公示を行った。

5月21日には、5月23日以降については緊急事態措置区域として沖縄県を追加する変更を行うとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を5月23日から6月20日までとする変更を行った。

同じく5月21日に、5月23日以降については

重点措置区域から愛媛県及び沖縄県を除外する公示を行った。

(2) 対処に関する全般的な方針

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月21日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、対処に関する全般的な方針として、以下の内容等を掲げている。

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、英国で最初に検出された変異株に置き換わったと推定されること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。
- 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていく。
- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチンの接種を進める。
- 緊急事態措置区域、重点措置区域においては、医療提供体制等の確保に全力をあげて取り組む。その他の地域も併せ、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制を整備する。

(3) 予防接種

ワクチンの接種目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことであり、予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正す

る法律（令和2年法律第75号）による改正後の予防接種法に基づく臨時接種の特例として、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施することとされている。

ワクチンは6月末までに高齢者約3,600万人の2回接種分を供給できる見込みであり、希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種が終えることができるよう、政府を挙げて取り組んで行くこととしており、総務省においても武田総務大臣の下、接種支援のための本部を設置して全力で自治体の支援に取り組んでいる。

(4) 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策と令和2年度第3次補正予算等

政府においては、感染拡大の防止、医療提供体制の確保にあわせて、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期するため、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）」及び令和2年度第2次補正予算の各施策を国・地方を挙げて実行してきた。現在は、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と

暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」や令和3年度当初予算等に基づく施策を実行している。

この総合経済対策は、「守りの視点」と「攻めの視点」双方の観点から構成されており、I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、III. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保、IV. 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行の4つの柱からなる。本対策の規模は、財政支出40.0兆円程度、事業規模73.6兆円程度、実質GDPの下支え・押し上げ効果は3.6%程度とされている（資料1）。

2 地方行政の課題

(1) デジタル改革

① デジタル改革関連法

地方団体においては、日々変化する様々の、あるいは、構造的な行政課題に最小の経費で効果的に対処していくために、不断にその行政運営を高度化・効率化していくことが求められる。その基本的な方向性として示されるものがデ

資料 1									
国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策									
			令和2年12月8日 閣議決定						
我が国経済は、4・5月の最悪期を脱し、持ち直しの動きが続いているものの、GDPギャップは7・9月期においても相当程度存在するなど、経済の回復は未だ途上。内外の感染症拡大の影響による経済の下振れリスクにも注意が必要。主要先進国に比べ回復局面における成長率が低く、コロナ前の経済水準に回復する時期が遅れと見込まれており、民間投資を大胆に呼び込むなど民間主導の持続的な成長軌道の実現に向け、長年の課題である成長力の強化が不可欠。 ⇒国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を開き閉じ、予算・規制・税制、さらには財政投融资を含むあらゆる政策手段を総動員した強力な経済対策を講じることで、来年度中にはコロナ前の経済水準に回復させ、民間主導の成長軌道に戻していく。									
守りの視点	医療提供体制の確保をはじめとする感染拡大防止に全力を向けるとともに、内外の感染状況による経済への影響に対し、雇用と事業を支え、生活を守る	攻めの視点	行政デジタル化の遅れ、産業一極集中など感染拡大を契機に浮き彫りとなった課題に対処し、グリーンやデジタルをはじめ成長分野に民間投資を呼び込みながら、生産性を高め、資金の継続的な上昇を促し、所得の継続的な拡大と成長力強化につながる施策に資源を集中投資						
I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援 <ul style="list-style-type: none"> 緊急包括支援交付金の増額（病棟、宿泊療養施設の確保等）、緊急的臨時的な対応として診療・検査医療機関をはじめ医療機関等への感染拡大防止等の取組支援、小児科等に対する支援や感染症からの回復患者の転院支援に係る診療報酬上の特例措置、高齢者施設への感染防止対策支援等 2. 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備 <ul style="list-style-type: none"> PCR検査等保険適用目録負担分の公費負担の継続、抗原検査キットの増産支援など確実な検査体制を整備 来年前半までに全国民に提供できる数量確保を図るワクチンについて、希望する国民が遅滞なく受けられる接種体制整備、革新的な医薬品の開発 3. 知見に基づく感染防止対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 「旅券連携」の追加を含む地方創生臨時交付金の増額（1.5兆円）、AI等を活用した各種データ解析等の感染対策への活用、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の感染防止対策、水際対策の強化 4. 感染症の収束に向けた国際協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> 国際機関との連携を強化し、途上国によるワクチンへのアクセスの公平性確保、治療薬の安価な普及のための特許権フリーの設立及び治療薬の供給促進、途上国の医療体制や公衆衛生の向上支援等 		II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 <ol style="list-style-type: none"> 1. デジタル改革・グリーン社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> （1）デジタル改革 <ul style="list-style-type: none"> クラウド活用を原則とした自治体情報システムの標準化・共通化（基金） マイナポイントの更なる活用や健康保険証や運転免許証との一体化などマイナンバーカードの更なる普及促進・利活用 高等学校段階を含む学校ICT化の推進やオンライン教育の充実化、オンライン診療・服薬指導の恒久化 ポスト5G・先端半導体製造・開発強化、Beyond5G実現に向けた研究開発、AI戦略研究開発拠点、収収銀による支援【財投含む】 書面・押印・対面の見直し、専任・常駐業務等の見直し等のデジタル改革に向けた規制改革 （2）グリーン社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> 2050年カーボンニュートラル目標に向けた革新的な技術開発（次世代蓄電池、水素、カーボンサイクル等）に対して継続的な支援を行うための2兆円の基金の創設 再生電力や充電設備の導入と組み合わせた電気自動車・燃料電池自動車等の普及促進、既存住宅断熱リフォーム・ZEH化支援、グリーン住宅ポイント、企業の脱炭素化投資を促進する税制等 2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上 <ul style="list-style-type: none"> （1）中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援 <ul style="list-style-type: none"> 最大1億円の事業再構築補助金の創設、資金繰り支援（実質無利子融資は民間は3月末、公庫等は来年前半まで実施。新たな事業再構築に向けた制度）、地域公共交通活性化・継続支援、企業の事業再構築等に向けた投資促進税制、合併・経営統合等を行う地域金融機関に対する資金交付制度 （2）イノベーションの促進 <ul style="list-style-type: none"> 10兆円の大学・大学院の創設【財投含む】（世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学・大学院の共同施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成の推進）、宇宙、海洋、AI、量子技術、グノム、バイオ、マテリアル等のイノベーション促進 （3）サプライチェーンの強靱化と国際競争力の向上 <ul style="list-style-type: none"> サブライチェーン多角化補助金、対日投資促進など海外活力の取込み、世界に開かれた国際金融センター実現 3. 地域・社会・雇用における民間主導の好循環の実現 <ul style="list-style-type: none"> （1）地方への人の流れの促進など活力ある地方創り <ul style="list-style-type: none"> GoToトラベルは来年6月末までを基本とし感染状況を踏まえ柔軟に対応、GoToイート事業の食事券追加発行、観光拠点の改修支援 新たな交付金の創設等テレワーク支援、地域企業経営人材マッチング促進、文化芸術・スポーツ活動への支援、都市インフラの整備 （2）成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ <ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金の特別措置の延長（来年2月末まで、その後の感染状況・雇用状況を踏まえた段階的縮小）、出向元・出向先への新たな助成金の創設、働きながら学べる期間の整備、就労経験のない職業に就くことを希望する方への早期再就職支援等 （3）更なる輸出拡大を軸とした農林水産業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> 2030年5兆円の目標に向けた輸出の更なる拡大に向けた生産基盤・輸出力の強化、感染症の影響を踏まえた経営継続支援 （4）累計の暮らしと民間の下支え <ul style="list-style-type: none"> 緊急小口資金の特例措置の来年3月までの延長、住居確保給付金支給期間の延長12か月までの延長（年度内の新規申請が、ひとりで親世帯が特別給付金の年内目的の再支給、雇用調整予備費の活用など所得拡大促進税制措置）、住宅投資喚起策、不妊治療費用助成の大幅な拡充、就職氷河期世代への支援策 							
III. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災・減災、国土強靱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 来年度から令和7年度の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（仮称）」（事業規模15兆円程度を目標）をとりまとめ、初年度は措置として、「環域治水」の推進を軸とする風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の促進、デジタル化等の推進 2. 自然災害からの復旧・復興の加速 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月豪雨等の自然災害による被災者の生活・生業の再建やインフラ・施設等の復旧・復興等 3. 国民の安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> 交通網の安定的な運用確保、戦略的海上保安体制の構築 交通安全対策に資するサポカー購入の継続支援、配偶者暴力、性犯罪、暴力被害者への相談・支援体制の強化等 									
IV. 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行									
本対策の規模	財政支出	5.9兆円程度	1.8兆円程度	5.6兆円程度	令和2年度5.0兆円程度 令和3年度5兆円	40.0兆円程度	本対策の効果	GDPの下支え・押し上げ効果	3.6%程度
	事業規模	6.0兆円程度	5.1兆円程度	5.9兆円程度	令和2年度5.0兆円程度 令和3年度5兆円	73.6兆円程度		雇用の下支え・創出効果	2021年度末までに概ね60万人程度

デジタル・ガバメントである。住民・企業等の利便性の向上と地方公務員も含めての将来の労働力の供給制約への対応を図るため、地方団体における業務プロセス・システムの標準化、クラウド化、AI・IoT等の取組の推進が求められる。

そのような中、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠とされる一方で、データの悪用や乱用からの被害防止の重要性が拡大している。

さらに、今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、国・地方に求められるデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化についての様々な課題が明らかになった。冒頭でもふれたとおり、第32次地方制度調査会の答申においても、目指すべき地方行政の姿として、第1に地方行政のデジタル化が示されたところである。

これらの課題に対応し、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の

形成のための様々な施策を一気に進めるためのデジタル改革関連法案が国会に提出され、令和3年5月12日に成立した。デジタル改革関連法は、次の法律からなる（資料2）。

○デジタル社会形成基本法

デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置などについて定める。

○デジタル庁設置法

デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁の所掌事務及び組織に関する事項を定める。

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、以下の関係法律について所要の整備を行う。

- ・個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法等の改正）
- ・マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法の改正）
- ・マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、

資料2

デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が重要

デジタル社会形成基本法 ※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び**施策の策定**に係る**基本方針**、**国、地方公共団体及び事業者の責務**、**デジタル庁の設置**並びに**重点計画**の策定について規定
- [IT基本法との相違点]
 - ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ活用により発展するデジタル社会
 - ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ活用（基本理念・基本方針）
 - ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）
- ⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勧告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監視、重要なシステムは自ら整備
- ✓ **国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。デジタル大臣のほか、特別職の**デジタル監**等を置く
- ⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ **個人情報関係3法を1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面手続の見直し**（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ **本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供**、**電子証明書のスマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ **転入地への転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化**（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナンバー**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナンバー**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設
- ⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、地方公共団体情報システム機構法の改正）

- ・押印、書面の交付等を求める手続きの見直し（48法律の改正）

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

預貯金者が口座の情報をマイナンバーとともに登録することにより、緊急時の給付金や児童手当などの公的給付を迅速かつ確実に支給できる仕組みを創設する。

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び相続時や災害時において預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する。

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

情報システムの標準化の対象となる事務を政令で特定するとともに、標準化についての基本

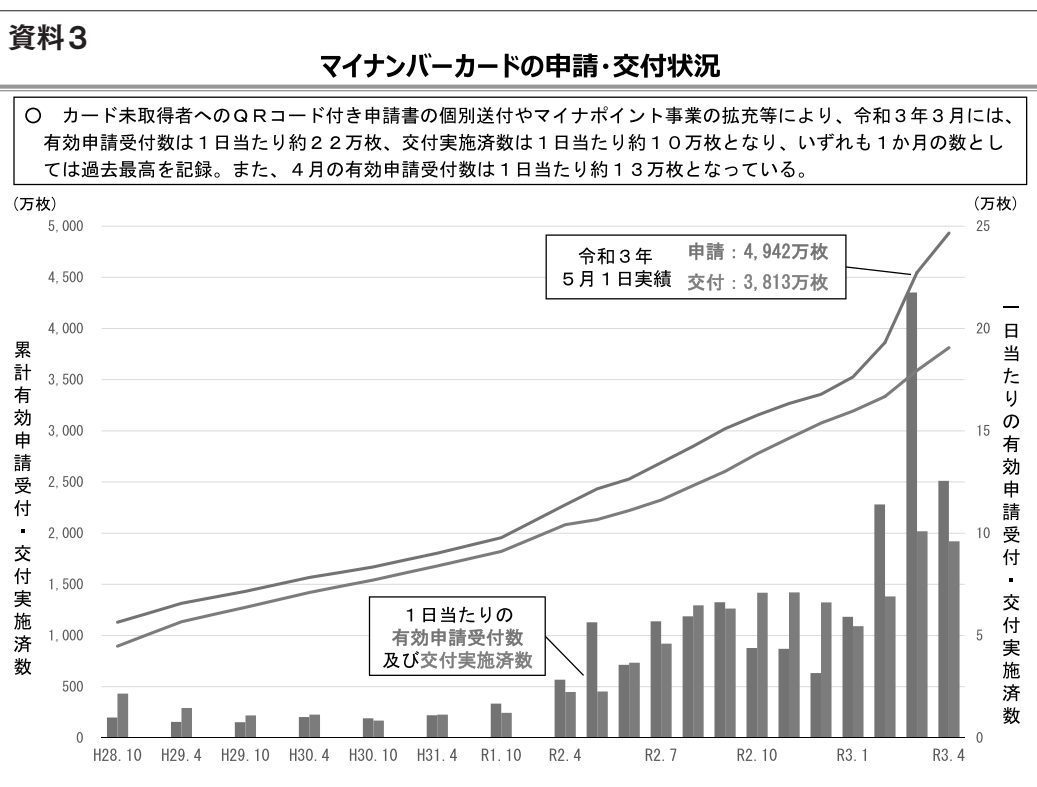
方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定、当該基準に適合したシステムの利用を求めるなどの地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

②マイナンバーカードの普及促進

デジタル社会の重要な基盤として、マイナンバーカードの普及促進が特に求められることから、政府においては、令和4年度中には殆どの住民がカードを保有していることを目指して、カードの申請の促進、交付の円滑化、カードの利便性の向上の3点について、次の取組を全力で推進している。令和3年5月1日実績では、申請4,942万枚、交付3,813万枚であり（資料3）、普及促進について引き続きの対応が求められる。

○カードの申請促進のための広報等

マイナポイント事業の実施、カード未取得者へのQRコード付交付申請書の送付、TVCMの追加実施や商業施設等での申請受付キャンペーンの展開、武田総務大臣をはじめ、副大臣、政務官、事務方による各種団体や民間企業への働きかけ



○市区町村の交付円滑化計画の改訂・強化

出張申請受付等の積極的な実施や臨時交付窓口の設置及び土日・夜間開庁の更なる実施などの交付円滑化計画の改訂・強化を要請、事務費補助金による支援の実施等

○カードの利便性の向上

①のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、カードの利便性の向上のため、「郵便局での電子証明書の発行・更新等」「マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載」などを実現

(2) 社会保障制度

現在の人口構造に基づいてこれからの人口の動向を推計した場合、2040年頃には我が国の高齢者の数が最も多くなると見込まれる。団塊の世代に加えて団塊ジュニア世代も高齢者となっており、その頃には我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になると見込まれる。

近年の出生数は、年間100万人にも満たない状態であり、2040年には、この世代が20歳代となる。また、団塊ジュニアの子供が多くの割合

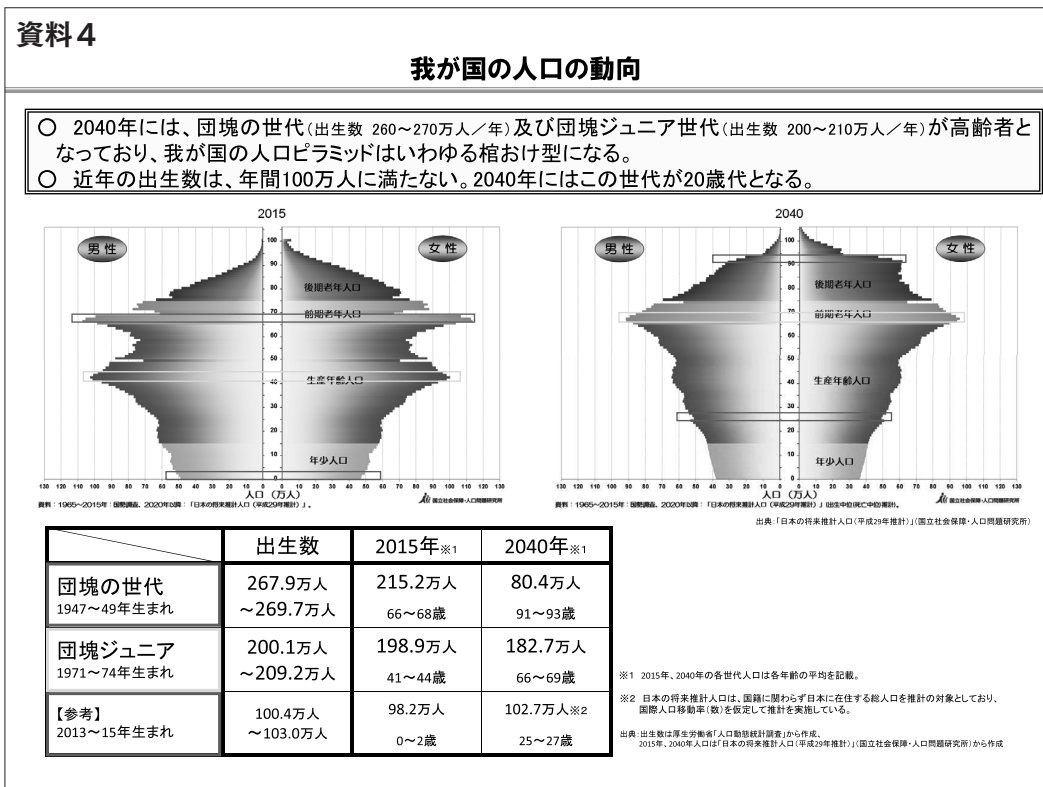
を占めると考えられる現在の20歳前後の世代は、団塊といえる塊をつくるに至らない出生数となっていることから、社会保障制度においては、2040年頃をどのように乗り切っていくかが大きな課題である（資料4）。

この問題は、わが国全体として捉え、制度的に対処すべきものであるとともに、地域によって大きく状況が異なる点にも留意が必要である。

平成27年国勢調査では、大正9年の調査開始以来初めて総人口が減少し、全国の65歳以上の割合が、26.6%と、全国民の4分の1を超えた。人口減少とともに、高齢化は着実に進んでいる。その中で、高齢化率は各都道府県ごとに相当程度異なっている。一番高い秋田県では33.8%と3分の1を超えている一方、一番低い沖縄県では19.7%である。

2025年の推計では全国の高齢化率は30.0%、一番高い秋田県では40.8%、一番低い東京都では23.6%である。さらに2040年の推計では、全国の高齢化率は35.3%、一番高い秋田県では47.5%、一番低い東京都では29.0%である（資料5）。

このように、都道府県別にみると高齢化の状



況や進行速度は様々であり、具体の対応策もそれに応じたものであることが求められる。また、例えば、東京都の高齢化率は低いものの、高齢者の絶対数そのものは多く、今後も大幅な増加が見込まれる。その介護・医療を担う人材を、

地方部では人口が大幅に減少し働き手そのものが減少する中で、どのように確保するかといった都市部と地方部の双方に関わりうる課題も指摘されている。

このような少子高齢化の進展にあわせて、これ

資料5

日本の将来推計人口における高齢化率について

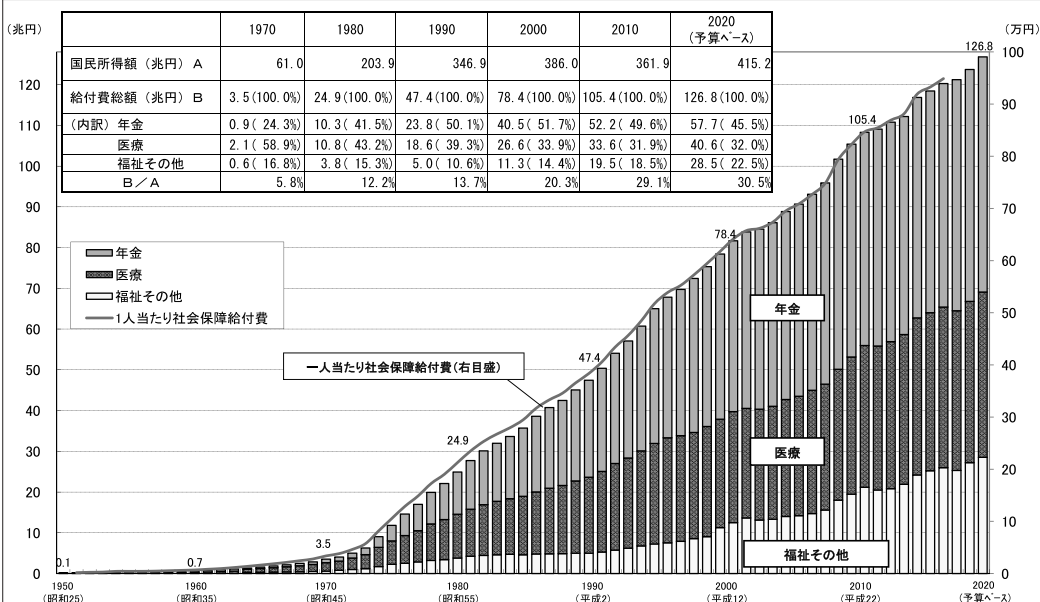
項目	2015年(平成27年)			2025年(令和7年)			2040年(令和22年)		
	全人口	65歳以上人口	高齢化率(%)	全人口	65歳以上人口	高齢化率(%)	全人口	65歳以上人口	高齢化率(%)
	a	b	b/a	a	b	b/a	a	b	b/a
北海道	538	157	29.1	502	172	34.4	428	175	40.9
青森県	131	39	30.2	116	42	36.7	91	40	44.4
岩手県	128	39	30.4	116	41	35.6	96	39	41.2
宮城県	233	60	25.7	223	70	31.2	193	73	37.9
秋田県	102	35	33.8	89	36	40.8	67	32	47.5
山形県	112	35	30.8	102	37	36.0	83	34	41.0
福島県	191	55	28.7	173	61	35.3	143	60	42.2
茨城県	292	78	26.7	275	88	32.0	238	91	38.2
栃木県	197	51	25.9	187	57	30.6	165	59	35.7
群馬県	197	55	27.6	187	59	31.8	164	62	37.7
埼玉県	727	180	24.8	720	203	28.2	672	230	34.2
千葉県	622	161	25.9	612	179	29.3	565	197	35.0
東京都	1,352	307	22.7	1,385	327	23.6	1,376	400	29.0
神奈川県	913	218	23.9	907	242	26.7	854	287	33.6
新潟県	230	69	29.9	213	73	34.4	181	71	39.2
富山県	107	33	30.6	100	34	33.8	86	33	38.8
石川県	115	32	27.8	110	34	31.0	99	36	35.9
福井県	79	23	28.6	74	24	32.5	65	24	37.2
山梨県	83	24	28.4	76	26	33.7	64	27	41.4
長野県	210	63	30.1	196	66	33.9	170	68	40.0
岐阜県	203	57	28.1	190	60	31.7	165	61	37.3
静岡県	370	103	27.8	351	112	31.9	309	116	37.5
愛知県	748	178	23.8	746	195	26.2	707	224	31.6
三重県	182	51	27.9	171	53	31.2	150	55	36.9
合計	12,709	3,387	26.6	12,254	3,677	30.0	11,092	3,921	35.3

※ 上表は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成30年(2018)推計）」のデータに基づく。
 (2015年(平成27年)の人口は実績(H27国勢調査結果)、2025年(令和7年)及び2040年(令和22年)の人口は推計(出生中位(死亡中位))による。)
 ※ 高齢化率とは、全人口に占める65歳以上人口の比率であり、上表では表示単位未満の数値(単位:人)を元に算出している。

資料6

社会保障給付費の推移

厚生労働省資料

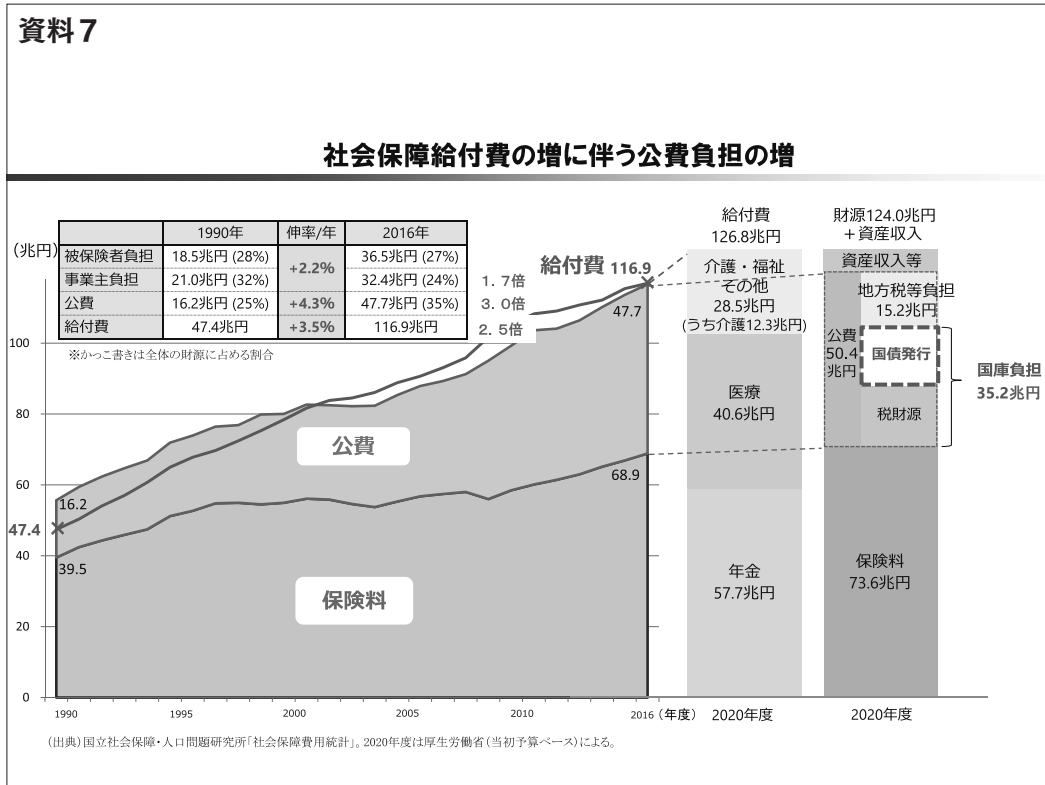


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」, 2018~2020年度(予算ベース)は厚生労働省推計。
 2020年度の国民所得額は「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和2年1月20日閣議決定)」
 (注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2010並びに2020年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

までも様々な制度的対応がされてきたが、「年金」、「医療」、介護を含む「福祉その他」の経費全てにおいて、給付費は増加し続けている（資料6）。

その財源をみると、2020年度では、保険料が73.6兆円、公費は50.4兆円であり、公費の財源

には、特例公債、いわゆる赤字国債も充てられている（資料7）。今後も高齢者数が増加する中において、給付費について抑制のための努力を続けることを前提としてもなお、増加していくことが見込まれる。その財源を安定的に確保



資料8 戦後における災害の教訓を踏まえた防災政策の歩みと「防災4.0」

「防災1.0」

1959年(昭和34年) **伊勢湾台風**

大規模な台風による多数の人的・物的被害

防災に関する統一的な制度・体制の不在

- 災害対策基本法の制定
- 中央防災会議の設置
- 防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成

「防災2.0」

1995年(平成7年) **阪神・淡路大震災**

住宅の倒壊やライフラインの寸断、交通システムの麻痺、多数の被災者の発生など都市型災害による甚大な被害

政府の危機管理体制の不備、初動対応における課題

- 官邸における緊急参集チーム設置など政府の初動体制の整備

耐震化が不十分な建築物の倒壊等による多数の被害

生活再建等を行えない被災者が多数存在

- 建築物の耐震改修促進法の制定(平成7年)
- 被災者生活再建支援法の制定(平成10年)

「防災3.0」

2011年(平成23年) **東日本大震災**

わが国の観測史上最大の地震、大津波の発生による甚大かつ広域的な被害

最大クラスを想定した災害への備え不十分

- 大規模地震の被害想定・対策の見直し、「減災」の考え方を防災の基本理念として位置付け、想定しうる最大規模の洪水等への対策(水防法改正)

自然災害と原子力災害の複合災害への想定が不十分

- 原子力規制委員会発足など原子力政策の見直し(平成24年)

「防災4.0」

地球温暖化に伴う気候変動がもたらす災害の激化

多様な主体が参画するネットワークとその自律的システムの構築による新たな防災のフェーズ(「防災4.0」)へ

出典：内閣府(防災担当)HP

して、制度を持続可能性の高いものとして維持し続けるためには、社会保障制度改革についての不断の取組が求められる。

(3) 防災政策

近年の災害の激甚化、多様化、多発化等を踏まえると、国民の安心・安全を確保する観点から、防災・減災、国土強靱化をはじめとする防災対策の推進が大きな課題である。

我が国は戦後、大きな災害に直面するたびに、その教訓を踏まえて防災政策の拡充を行ってきた**(資料8)**。

その最初のフェーズとなる防災1.0の契機となった1959年の伊勢湾台風は、防災についての統一的な制度・体制がないという問題点を浮き彫りにするものであったことから、災害対策基本法が制定され、中央防災会議の設置や防災基本計画が作成されることとなった。

その後の防災2.0は、1995年の阪神・淡路大震災への対応が契機となった。夏の台風や大雨による災害への対応を前提として作られた当時の災害法制の体系では、我が国においてはいつでも発生しうる地震災害に対しては不備があること、また、政府の危機管理体制等に問題があったことから、様々の制度的な改善が講じられた。

防災3.0は、2011年の東日本大震災への対応が契機となった。「想定外」という言葉が何度も使われたことは記憶に新しいところであり、最大クラスを想定した災害への備えや、原子力政策の見直しが図られた。

そして、地球温暖化に伴う気候変動がもたらすとされる災害の激甚化に備えて、現在は、防災4.0という新たなフェーズと向かい合っている。

昭和の高度成長期においては、様々な災害は発生したものの、幸いなことに、防災1.0のフェーズでそれなりに対応をすることができた。一方、平成は戦争のない平和な時代であったが災害への対応に追われた時代でもあり、フェーズは2.0から4.0までを余儀なくされ、それが令和の時代にも続くという状況となっている。

今後、防災・減災、国土強靱化の観点から特に留意すべき災害として、まず、「局地化」・「集中化」・「激甚化」する気象状況がある。近年、時間雨量が50mmを上回る雨が全国的に増加している。平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨ではバックビルディング形成による線状降水帯の豪雨が発生した。令和2年7月豪雨でも短時間に複数の線状降水帯が発生した。ハード面の備えを進めることにあわせて、改めて住民一人一人が、「自らの命は自らが守る」という意識をもった行動をすることが求められている。

また、発生が懸念される大規模地震への備えも大きな課題である。我が国は、4つのプレートに囲まれ、世界の地震(M6以上)の約2割が発生するなど、地震の多発する国である。また、我が国には、約2,000の活断層があると言われている。南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生が懸念されるなど、我が国ではいつでもどこでも大きな地震が発生しうる**(資料9)**。

地方団体においては、このような大災害等に備えつつ、日常の行政サービスの向上も図るといったバランスが常に求められている。

大災害等への備えという意味においても、インフラの老朽化への対応は重要な課題である。過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるが、一方では、地方財政は依然として厳しい状況にあり、人口減少や市町村合併を踏まえて、公共施設全体について、規模や機能の最適化を図っていくことが求められる。そのため、それぞれの地方団体においては、公共施設等総合管理計画、更にはそれに基づく個別施設計画を策定いただき、総合的かつ計画的に管理していただくようお願いしている。特に、水道や下水道等の巨額の投資を必要とするライフラインについては、先を見通した計画的な取組が求められている。

(4) 新しい過疎対策

過疎法制については、昭和45年以来、議員立法により、過疎地域対策緊急措置法（S45制定）、過疎地域振興特別措置法（S55制定）、過疎地域活性化特別措置法（H2制定）、過疎地域自立促進特別措置法（H12制定）と4次にわたり制定されてきたものであるが、過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に期限が到来することから、令和3年3月に、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が議員立法として全会一致で成立した。令和3年4月1日に施行され、令和13年3月31日までの時限立法である。

新しい過疎法においては、過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直した。

過疎地域の要件としては、従来と同様に、市町村ごとに「人口要件」と「財政力要件」で判定することとされ、長期の人口減少率の基準年の見直し、財政力の低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和等がされた。

その結果、過疎地域については、旧過疎法の期限である令和3年3月31日時点では817団体

であったが、そのうちいわゆる卒業団体が45団体、新規団体が48団体となり、新過疎法が施行された令和3年4月1日時点では820団体となった。今後、令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示が実施される。なお、卒業団体についても、手厚い経過措置が講じられることとされている。

過疎地域においては、法に基づく支援措置である過疎対策事業債、国庫補助率のかさ上げ、国税の特例・地方税の減収補填措置及び都道府県代行（基幹道路、公共下水道）などを活用するとともに、予算措置である過疎地域持続的発展支援交付金を活用し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

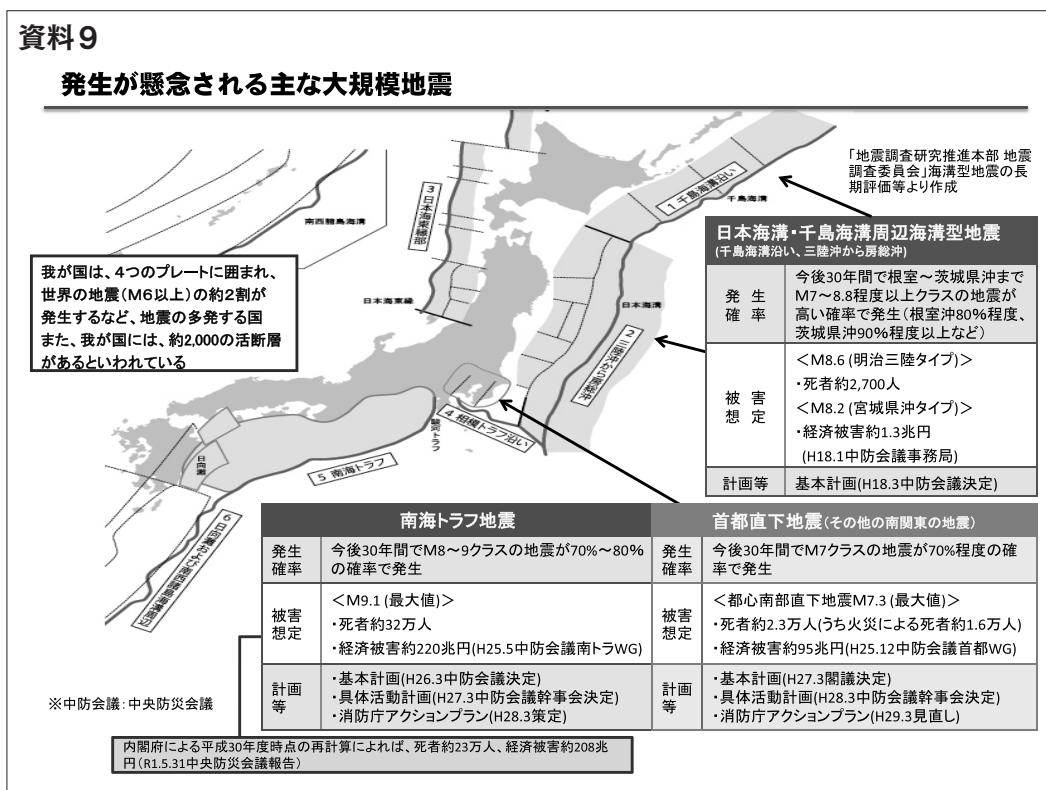
3 地方財政の安定的な運営の確保

(1) 令和3年度の地方税制改正と地方財政計画

令和3年度の地方税制改正と地方財政計画の概要は次のとおりである。

①令和3年度地方税制改正（資料10-1、10-2）

令和3年度は固定資産税の評価替えの年に当



たることから、税制改正においては、土地についての固定資産税の負担調整措置のあり方が大きな議論となった。結果として、宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の

下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとされた。

その上で、新型コロナウイルス感染症により

資料10-1

一部抜粋

令和3年度地方税制改正について

1 固定資産税等

◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

※ 都市計画税も同様。

- 税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長。

2 車体課税

◎ 環境性能割の税率区分の見直し [別紙参照]

- 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずる。

◎ 環境性能割の臨時的軽減の延長

- 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収については、全額国費で補填する。

◎ グリーン化特例（軽課）の見直し [別紙参照]

- グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。

資料10-2

3 個人住民税

◎ 住宅ローン控除

- 今回の所得税における措置（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。
- この措置による減収については、全額国費で補填する。

4 納税環境整備

◎ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

◎ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- 特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。

◎ その他

- 軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更改時期（令和5年1月予定）にオンライン化を実現
- 地方税関係書類について、原則、押印を不要とする見直し
- 国税の制度に準じ、納税者等が地方税等の納付を委託する制度を整備

社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じることなどとされた。

このほか、車体課税における環境性能割の税率区分の見直し、環境性能割の臨時的軽減の延長、グリーン化特例（軽課）の見直し、納税環境整備として地方税共通納税システムの対象税目の拡大、個人住民税の特別徴収税額通知の電子化などの改正もされた。

②令和3年度地方財政計画（資料11） （通常収支分）

地方財政の基本的な財源は、それぞれの地方団体が自らの判断で自由に使うことができる一般財源であり、これをどの程度確保できるかが、円滑な財政運営の可否に直結することとなる。

一般財源総額について、実質的に前年度と同水準を確保するという基本方針が最初に決定されたのが平成22年度であり、それ以来、この考え方が維持されてきた結果として、平成23年度

以降、一般財源総額は交付団体ベースで一貫して増加してきた。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額については、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を実質的に0.2兆円上回る62.0兆円を確保した。特に地方交付税については、国の加算などその原資を最大限確保することにより前年度を0.9兆円上回る17.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の増加額を可能な限り抑制した。

このほか、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するために新たに「地域デジタル社会推進費」0.2兆円の計上、緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充し事業費を0.1兆円増額した上で事業期間の5年間延長、緊急防災・減災事業費についても対象事業を拡充し事業期間を5年間延長するなどの措置を講じている。
（東日本大震災分）

令和3年度以降の復旧・復興については、「復

資料11

令和3年度地方財政計画

歳入歳出の概要

通常収支分

（単位：兆円、％）

区分	3年度 A	2年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
地方税 （猶予特例分除く）	38.3	40.9	▲ 2.7	▲ 6.5
地方譲与税 （猶予特例分除く）	1.8	2.6	▲ 0.8	▲ 29.2
地方特例交付金等	0.4	0.2	0.2	78.2
地方交付税	17.4	16.6	0.9	5.1
国庫支出金	14.8	15.2	▲ 0.5	▲ 3.0
地方債	11.2	9.3	2.0	21.2
臨時財政対策債	5.5	3.1	2.3	74.5
臨時財政対策債以外	5.8	6.1	▲ 0.4	▲ 6.1
使用料及び手数料	1.5	1.6	▲ 0.0	▲ 1.7
雑収入	4.4	4.4	▲ 0.0	▲ 0.1
その他	0.0	0.0	0.0	▲ 17.6
計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0
一般財源 （猶予特例分除く）	63.4	63.4	▲ 0.1	▲ 0.1
（水準超経費を除く交付 団体ベース）	63.1	63.4	▲ 0.3	▲ 0.5
（猶予特例分除く）	62.2	61.8	0.5	0.7
（猶予特例分除く）	62.0	61.8	0.2	0.4

区分	3年度 A	2年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
給与関係経費	20.2	20.3	▲ 0.1	▲ 0.7
一般行政経費	40.9	40.4	0.5	1.3
うち 補助	22.9	22.7	0.2	1.0
うち 単独	14.8	14.8	0.1	0.5
うち まち・ひち・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
うち 地域デジタル社会推進費	0.2	-	0.2	皆増
公債費 （猶予特例債除く）	11.8	11.7	▲ 0.1	▲ 1.1
維持補修費	1.5	1.4	0.0	1.6
うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	22.2
投資的経費	11.9	12.8	▲ 0.8	▲ 6.5
直轄・補助 単独	5.7	6.6	▲ 0.9	▲ 14.1
うち 緊急防災・減災事業費	6.2	6.1	0.1	1.6
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 公共施設等適正管理 推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 緊急自然災害防止 対策事業費	0.4	0.3	0.1	33.3
公営企業繰出金	2.4	2.5	▲ 0.1	▲ 2.1
水準超経費	1.2	1.7	▲ 0.5	▲ 31.5
計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」が令和元年12月20日に閣議決定され、これに基づき「復興庁設置法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立した。

これにより、復興庁はその設置期間が令和13年3月31日まで10年間延長されるとともに、地震・津波被災地域は令和3年度からの5年間に於いて、国と被災地方団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業が役割を全うすることを目指すとしている。また、原子力災害被災地域は、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組むとし、当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとともに、5年目に事業全体のあり方を見直すとしている。

令和3年度の地方財政計画においては、こうした東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として必要と見込まれる震災復興特別交付税0.1兆円（前年度比▲0.2兆円）を確保している。

(2) 財政構造の健全化

2 においては、地方行政の課題について整理

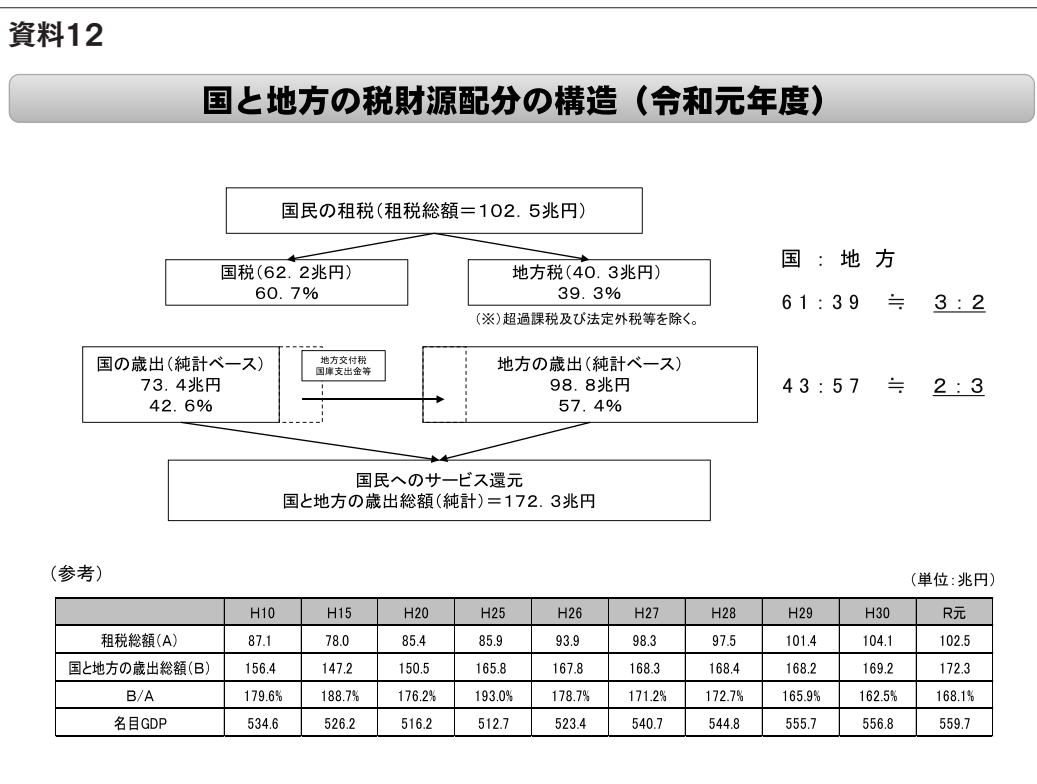
したが、これらの課題も含め様々な行政ニーズに対処していくためには、人的・財政的基盤の確保が重要である。

地方財政については、地方団体は地方の独自財源である地方税等のみによって自立しているわけではなく、国からの様々な財政移転によって多くの歳入を得ていることから、国と地方全体の財政状況についての認識が必要となる。

令和元年度の国と地方の税財源配分をみると(資料12)、我が国の租税総額は102.5兆円であったが、そのうち、国税は62.2兆円と全体の60.7%、地方税は40.3兆円と全体の39.3%であり、国税と地方税の割合は、61:39≒3:2となっている。一方、国と地方の純計ベースの歳出でみると、国の歳出は73.4兆円と全体の42.6%、地方の歳出は98.8兆円と全体の57.4%であり、国と地方の歳出の割合は43:57≒2:3となる。

地方税の充実強化は、地方分権を推進していくための基本的な命題であるが、地方歳出は地方税収でまかなえておらず、更に、地方税の拡充が求められる所以である。

一方では、地方税の拡充は、地域間の経済力



の差によって地方団体間の税収の格差をもたらすことが避けられないことも事実である。税収の総量を増加させつつも、如何に偏在性の少ない地方税体系を構築するか、そして、そこに地方交付税制度によってどの程度の財源保障と財源調整を講じていくかというバランスについての検討が、常に求められている。

あわせて、借入金に大きく依存した財政構造のあり方が問題となる。国民へのサービス還元、すなわち国と地方の歳出総額は172.3兆円と、租税総額102.5兆円の168.1%、約1.7倍である。近年は税収の増等により改善傾向にあったが、この歳出と税収の隙間を埋める財源として、国も地方もその多くを借入金に頼ってきた。その結果として、国及び地方の長期債務残高は増加を続けてきた（資料13）。

そのような状況ではあるが、政府においては、

現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じ、その防止を最優先として臨機応変に対応するとともに、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図ってきた。

そのために必要な財源や、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減等に対応するための財源はもっぱら借入金により賄わざるを得ないことから、国及び地方の長期債務残高は、令和元年度末の1,106兆円から令和2年度末には1,204兆円と大幅に増加し、当初予算段階では令和3年度末で1,212兆円と見込まれている。

当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済雇用対策に財政・金融政策の総動員が求められるが、感染症の収束後においては、国と地方を通じて、ストック分を含めての借入金依存体質の改善が大きな課題とされている。

資料13

国及び地方の長期債務残高

(単位: 兆円)

	平成2年度末 (1990年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績>	平成30年度末 (2018年度末) <実績>	令和元年度末 (2019年度末) <実績>	令和2年度末 (2020年度末) <補正予算>	令和3年度末 (2021年度末) <当初予算>
国	199 (197)	390 (387)	493 (484)	694 (685)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	901 (850)	914 (870)	1,010 (967)	1,019 (999)
普通国債 残高	166 (165)	295 (293)	457 (448)	670 (660)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	874 (823)	887 (843)	985 (942)	990 (970)
対GDP 比	37% (37%)	55% (55%)	87% (85%)	134% (132%)	141% (139%)	145% (141%)	148% (142%)	149% (141%)	152% (144%)	154% (145%)	157% (148%)	158% (151%)	184% (176%)	177% (173%)
地方	67	163	198	200	201	201	201	199	197	196	194	192	193	193
対GDP 比	15%	30%	38%	40%	40%	39%	38%	37%	36%	35%	35%	34%	36%	35%
国・地方 合計	266 (264)	553 (550)	692 (683)	895 (885)	932 (921)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,077 (1,028)	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,204 (1,161)	1,212 (1,192)
対GDP 比	59% (59%)	103% (103%)	131% (130%)	179% (177%)	187% (184%)	190% (185%)	191% (183%)	191% (183%)	194% (186%)	194% (185%)	197% (187%)	198% (190%)	225% (217%)	217% (213%)

(注1) GDPは、令和元年度までは実績値、令和2年度及び令和3年度は政府見通しによる。
(注2) 債務残高は、令和元年度までは実績値、国は、令和2年度については第3次補正後予算、令和3年度については当初予算に基づく見込み、地方は、地方債計画等に基づく見込み。
(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を普通国債残高に含めている。
(注4) 令和元年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和2年度末、令和3年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
(注5) 交付税及び積立交付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和3年度末で31兆円)である。
(注6) このほか、令和3年度末の財政投融資特別会計国債残高は140兆円。

市区町村税務職員を対象とした研修事業について (令和2年度市区町村研修開催実績)

地方税共同機構

1 はじめに

地方税共同機構（以下「機構」という。）は、地方税法に基づき、地方団体が共同して運営する地方共同法人として平成31年4月1日に設立され、eLTAX（エルタックス）や自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車OSS）の管理運営、地方税に関する教育・研修や調査研究、広報その他の啓発活動等の業務を行っています。

これら業務のうち、地方税に関する教育・研修事業として、eLTAX研修、情報セキュリティ研修及び税務研修を実施してきたところですが、令和2年度から一般財団法人市町村振興協会の助成をいただき実施している研修事業（以下「助成金事業」という。）のうち、市区町村の税務職員を対象とした「市区町村研修」について紹介させていただきます。

2 機構における研修事業について

機構では、主に地方団体の税務職員を対象とした研修として、①eLTAX研修、②情報セキュリティ研修、③税務研修の3種類の研修を実施しています。①は、地方団体職員のeLTAXの利用スキル向上を図るため、給与事務担当者向けにPCdesk（eLTAX対応ソフトウェア）を利用した給与支払報告書の提出方法等について研修を実施するとともに、税務職員を対象として、電子申告等に係る審査システムの事務処理や事例紹介などを行っています。②は、税務職員のセキュリティ意識の向上を図ることを目的として、主に税務事務におけるセキュリティ担当職員及びeLTAX運用担当職員を対象に、最新の動向を踏まえた基礎的な情報セキュリティ対策と国税連携ネットワークシステムにおける具体的なセキュリティ対策の説明を行っています。③は、主に都道府県及び政令指定都市の税務職員を対象として、専門知識の習得及び実務処理能力の向上を目的とした各種研修を実施しています。

これらに加えて、令和2年度からは助成金事業として、地方団体における課題やニーズに応じ、一定地域の団体を対象とした「出張研修」及び市区町村の税務部門職員向けの研修として「市区町村研修」を新たに実施することとしました。

【研修事業一覧】

研修名称	主な研修内容	開催時期等
eLTAX研修	電子申告システムでの給与支払報告書の提出方法や審査システムの使用方法等について、地方団体の給与事務担当者及び税務事務担当者を対象とした研修	毎年度10～11月に全国9か所で開催

研修名称	主な研修内容	開催時期等
情報セキュリティ研修	情報セキュリティ対策などについて、税務事務のセキュリティ担当職員及びeLTAX運用担当職員を対象とした研修	毎年度7～8月に全国12か所で開催
税務研修		
不動産評価研修	都道府県及び政令市の不動産評価事務について、中堅職員を対象とした研修	年1回（4日間） 全国1か所で開催
直税課税研修	都道府県の法人関係税課税事務について、中堅職員を対象とした研修	年1回（4日間） 全国1か所で開催
軽油引取税調査事務研修	都道府県の軽油引取税調査事務について、中堅職員を対象とした研修	年1回（4日間） 全国1か所で開催
ブロック別徴収事務研修	地方団体の徴収事務について、実務経験概ね2年以上の職員を対象とした研修	年1回（3日間） 全国6ブロック（6か所）で開催
政令指定都市研修	政令指定都市の課税事務（個人住民税又は固定資産税）について、中堅職員を対象とした研修	年1回（3日間） 全国1か所で開催
市区町村研修	市区町村の課税事務（個人住民税）について、実務経験1～2年程度の職員を対象とした研修	年1回（2日間） 全国2か所で開催
特別研修	地方団体の滞納整理事務管理監督者を対象とした研修	年1回（1日間） 全国1か所で開催
出張研修	地方団体における課題などに応じ、一定地域の団体を対象とした研修（R2：国税連携技術基準に基づくeLTAXのセキュリティ対策等）	全国5か所程度で開催

※研修内容や開催時期等は、開催する年度により変更する場合があります。

3 市区町村研修について

(1) 研修概要

①実施に至った背景

地方団体における職員数の減少などに伴う税務部門の職員数の減や短期間での異動、長年税務事務を担ってきたベテラン職員の退職などにより、職場における研修や指導が十分に行えない状況となっています。特に小規模市町村においては、これらに対応することが難しい状況になっていると考えられます。

一方、税務事務に関しては、eLTAXの導入や納税手段の多様化など、これまでも電子化への対応が進められてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、電子化に対する要請が高まっている状況となっています。

これらを踏まえ、市区町村の税務職員を対象として、税務事務における専門的な知識を備えるとともに、税務手続の電子化にも対応できる税務職員を育成することを目的とした研修を新たに開催することとしました。

②研修内容等

新たな研修科目を設けるにあたり、研修内容（対象とする税目やテーマ）、受講対象者（対象となる税務職員の経験年数など）、開催規模（開催日数、場所など）について検討を行った結果、市区町村における主要税目であり、納税義務者用の特別徴収税額通知の電子化や給与支払報告書の電子的提出義務基準の引下げなど電子化への対応が特に必要とされている個人住民税に関する内容とするとともに、即戦力となる税務職員の育成を目的とするため、個人住民税の課税事務1～

2年程度の実務経験がある職員を対象とすることとしました。

また、機構で実施している他の税務研修同様、講師による講義に加え、受講者が班に分かれ、各自が事前に提出した業務上の課題などについてグループディスカッションを行い、その結果を取りまとめて発表する「班別情報交換」の科目を設けることで、より効果の見込める内容にしました。

開催時期や会場については、受講者や地方団体の負担を考慮し、開催期間を2日（実質1日半程度）とするとともに、業務繁忙期である年度前半や年度末を避けた時期に全国2か所で開催する形としました。さらに、ICT（情報通信技術）を活用し、遠隔地など直接会場へ参加することが難しい団体の職員の受講についても試行的に実施しました。

③研修科目・カリキュラム等

講義内容については、個人住民税の課税事務を1～2年程度経験した税務職員を対象としたことから、課税事務を一通り担当していることを前提とし、受講者へ事前に業務上における課題や疑問点などのテーマを募集した上で、回答のあったテーマを講義に反映することとしました。令和2年度の内容としては、税制改正項目のうち令和3年度から適用される内容について講義するとともに、近年増加している外国人に対する課税事務に関するポイントについて解説を行うこととしました。

また、地方税の電子化に関しては、近年その動きが加速していることから、総務省自治税務局から講師を招き、国における地方税の電子化に関する議論について、主に個人住民税に関係するものを中心として講義を行うこととしました。

講義とあわせて実施する班別情報交換については、受講生から事前に提出されたテーマのうち、特に関心の高い内容を事務局にて事前に選択の上、研修当日のグループディスカッションが円滑にできるよう、研修日の1か月程度前に受講者へ提供する形としました。研修当日は、事務局から事前に提示したテーマから各班で3つテーマを選択の上、グループディスカッションを行い、その検討結果を取りまとめて班ごとに発表する形式としました。

この班別情報交換は、グループディスカッションや取りまとめシートの作成、発表、解説の時間を設けることで、同じ業務を担当する異なる地方団体の職員がテーマを持ち寄り、そのテーマに関して討議を行うことで、日頃から抱えている課題などを理解することや課題解決の糸口を見つけることができるとともに、研修終了後も他の地方団体の税務職員への問合せや意見交換などがしやすくなるなどの効果を見込めるものとしてしました。

【令和2年度 市区町村研修 時間割】

時間 日付	午 前	昼 休	午 後			
1 日 目		12:30～ 開場	13:00～ 開講 ・開催挨拶 ・ガイダンス ・事務連絡	13:15～ 講 義 個人住民税課税事務の課題 講 師 (公財)東京税務協会 専門講師	～15:45 16:00～17:00 班別情報交換 ・自己紹介 ・役割分担 ・情報交換テーマ検討 【研修生自主運営】	
2 日 目	9:00～ 班別情報交換 ・テーマ検討 ・取りまとめ作成 ・発表準備 【研修生自主運営】	10:00～ ・まとめシート提出 (～11:30) 11:00～ ・テーマ以外の意見交換	12:00～	13:00～ 班別情報交換 ・発表 ・解説、質疑応答	～14:20 14:30～ 講 義 地方税の電子化について 講 師 総務省自治税務局 総務事務官	～15:30 15:40 閉講

(2) 開催実績

①集合形式による開催

・会場選定

開催場所は、全国から受講生が集まりやすい場所で実施することなどを考慮し、東京及び大阪の2か所にする事としました。会場に関しては、各会場60人程度の参加を予定し、班別情報交換で6～7人程度の班構成としたレイアウトが可能な広さであること、後述するICTの活用ができる設備（ネット回線等）を備えていること等の条件に対応できる、東京は全国町村会館（東京都千代田区）、大阪は梅田センタービル（大阪市）としました。

・開催日程

地方団体における個人住民税課税事務の繁忙期や機構で実施する他の研修時期などを考慮した結果、東京会場は令和2年12月7～8日、大阪会場は12月23～24日としました。

・受講生及び課題の募集

集合形式の募集案内については、令和2年7月30日に機構団体向けホームページに掲載し、同年8月3日から受付を開始しました。開催初年度であることや新型コロナウイルス感染症の影響により出張を自粛している地方団体があったことから、当初予定していた受講者数には及ばないと想定していましたが、募集期間を8月末まで延長したことや、当機構が地方団体向けに事業内容等を説明する全国説明会の場でリーフレットを配布するなどの案内を行った結果、東京会場で47人、大阪会場で35人の計82人の受講申込がありました（ICT受講分を除く）。また、受講申込と合わせて各地方団体や受講者から事務上の課題なども募集し、数多くの提出がありました。

【各会場における班別情報交換のテーマ】

東京会場	大阪会場
特別徴収の推進	特別徴収の推進
申告受付会場における感染症対策	申告受付会場における感染症対策
事務所・事業所及び家屋敷課税	家屋敷課税
外国人課税に関する取扱	外国人課税に関する取扱
未申告者への対応	未申告者への対応
減免規定の取扱い	ふるさと納税

※受講生から提出のあった課題のうち、提出数が多かった上記テーマから各班で2～3テーマを選び、グループディスカッションを行った上でその結果を取りまとめ、研修2日目に各班から発表

・受講状況

11月下旬頃から全国的に新型コロナウイルスの感染者数が増加していたことから、当初出席予定であった受講生から辞退の申出が相次ぐようになり、機構においても研修開催の可否を検討しましたが、研修会場においてこまめな換気や受講生同士の間隔を十分に確保するとともに、受講生、講師、事務局職員など関係者全てがマスクの着用や検温、手指の消毒など感染防止対策を徹底した上で、当初の予定どおり開催することとし、東京34名、大阪25名（ICTによる受講者（各会場1名）を含む）の方に受講いただきました。

【研修会場の様子】

(東京会場)



(大阪会場)



② ICTを活用した開催

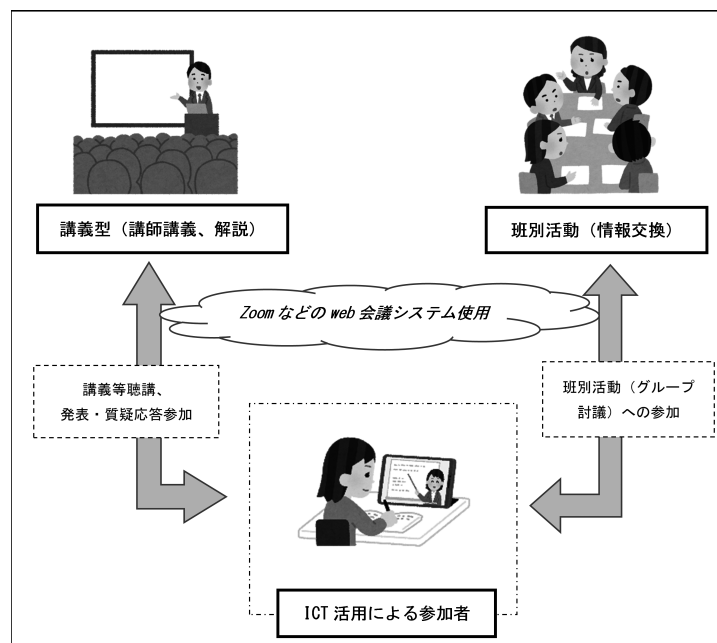
・事前検討

例年、機構で開催する各種研修や説明会について、会場から離れた地方団体の参加は時間や費用の負担が大きいと、これらの負担を減らせないかという課題がありました。

一部の研修や説明会においては、当日の講義などを撮影し、後日、機構のホームページなどに動画を掲載していますが、市区町村研修においては、研修の講義模様の同時配信、遠隔地の受講生と研修会場に参集した受講生の双方向でのグループディスカッション及び遠隔地から会場の講師や受講生に発表・質問をするといった内容も含めていることから、動画配信ではなくICTを活用した双方向の研修が行える仕組みについて検討を重ねました。

機構の税務研修では初めての試みでしたが、折しも新型コロナウイルス感染症の影響により官民間問わずリモート会議や在宅勤務などが急速に普及した状況を踏まえ、これらで使用しているWEB会議システムの一つであるZoom（ズーム）を活用することとしました。併せて、研修実施後に活用することを目的に、講義模様の収録及び編集も行うこととしました。

【ICTを活用した研修イメージ図】



・機器等の準備

実施にあたっては、研修が円滑に出来るよう、WEB会議システムの運営や講義模様の収録・編集に必要な機材及び人材について、ICTによる研修事業などの実績がある専門業者に委託するとともに、機構においても必要な機器や具体的な運営について検討や事前準備を重ねました。

特に、WEB会議システムによる配信では、プロジェクタに投影される講師資料と講師の映像・音声をミックスして遠隔地の受講生へ配信するとともに、質疑応答や発表を行う際、遠隔地の受講生の声が会場内で明瞭に聞こえるよう会場にある音響システムとの接続方法を工夫するなど、より良い受講環境を提供できるよう準備を進めました。

・受講生募集

ICTを活用した研修の受講生募集に関しては、集合形式分とは別に行いました（令和2年10月5日～30日募集）。参加できる人数を各会場1名（計2名）としましたが、9団体から参加申込があり、検討の結果、新潟県見附市及び長崎県諫早市から受講いただくこととしました。

・受講状況

受講に際しては、研修期間中にZoomが使用できることや執務室以外の場所（会議室など）で受講できる環境を整えてもらうよう事前に依頼していましたが、今回参加のあった両市ともZoomでの会議や研修会への参加実績があり、機器等の使用についてトラブルもほとんど無くスムーズに実施することができました。

【ICTを活用した研修の様子】

（東京会場）



（新潟県見附市）



③研修実施結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、想定を下回る受講者数でしたが、両会場合わせて59名の方に参加いただきました。

各会場とも、講義後に講師に質問する受講生の姿があったとともに、班別情報交換では、初めて顔を合わせる受講生が大半であったにもかかわらず、活発なグループディスカッションが行われ、取りまとめシートの作成や討議結果の発表に対し熱心に取り組んでいる様子が見られました。

研修後に実施したアンケートでは、研修時期や開催日数に関する項目で、ほとんどの受講生から適切であるとの回答がありました。

研修内容に関しては、講義科目である「個人住民税の課税事務の課題」については、翌年度の税制改正に関する実務上の留意点や、関心の高い外国人課税に関する講義内容としたことから、満足度が高い結果でした。また、「地方税の電子化について」は、電子化の重要性が改めて理解できたことや今後のスケジュールを再確認できたとの評価をいただきましたが、講義時間が短かったために十分に理解ができなかったとの意見もいただきました。

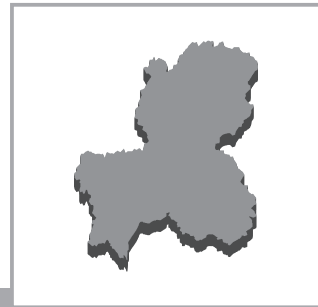
班別情報交換については、受講生が持ち寄ったテーマのうち、特に関心が高いテーマに絞ってグループディスカッションができたことや、他団体との情報交換をすることができたことへの評価がある一方、意見交換や取りまとめに十分な時間がなかったとの意見もありました。

I C Tの活用については、W E B参加（2市）の受講者及びW E B受講者と同じ班で討議をした受講生の回答によると、W E B会議システムを使用した講義の視聴やグループディスカッションは概ね満足できたとのことでしたが、「講義時にスクリーンに投影した資料が一部見えづかった」、「班別情報交換時に他班の声などが入ることがあった」との意見もあり、次回以降の改善点も明らかになりました。

4 おわりに

市区町村研修につきましては、全国市町村振興協会の助成金を活用させていただき、令和3年度も全国2か所（札幌、東京）で開催する予定としています。依然として新型コロナウイルス感染症の影響が見通せないところですが、各種研修事業については、感染防止対策を徹底した上で、税務職員の専門知識習得や実務処理能力向上に資することができるよう実施していきたいと考えています。

地方協会だより

公益財団法人
岐阜県市町村振興協会

I これまでの経過概要

本協会は、岐阜県内市町村の健全な発展を図り住民福祉の増進に資するため、財団法人として昭和54年に設立されました。

事業活動は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ等）の岐阜県交付金を原資に市町村に対する資金貸付事業、市町村振興事業への助成事業、市町村等職員への研修事業など市町村の振興に寄与する事業を行っています。

研修事業については、岐阜県市町村職員研修センター（当時）を平成22年に合併し、岐阜県市町村振興協会市町村研修センターとして行っています。

平成24年4月から「公益財団法人」として、より一層設立目的の実現を図るため活動しています。

II 協会の概要

1 関係市町村数（令和3年4月1日現在）

42市町村（21市、19町、2村）

2 体制（令和3年4月1日現在）

評議員 6名

理事 6名

監事 3名

3 職員

事務局長 1名（市長会事務局長兼務）

次長 1名（研修センター所長兼務）

総務課 2名

研修課 4名（うち3名は市町村からの派遣（2年））

計 8名

4 基金等の状況（令和3年3月末現在）

基本財産 21,000千円

基金積立資産 8,878,952千円

長期貸付金残高 13,789,770千円

III 事業概要

1 市町村に対する資金貸付事業

市町村等が実施する施設整備事業などに必要な資金を長期にわたって、低利で貸付を行っています。（地方債の原資）

(単位：千円)

年 度	貸付団体数	事業数	貸付金額
平成28年度	8市1町2団体	26	1,373,900
平成29年度	8市5町2団体	34	2,317,600
平成30年度	12市3町4団体	60	2,066,300
令和元年度	13市5町4団体	62	2,379,300
令和2年度	10市4町4団体	55	2,360,700



航空宇宙科学博物館リニューアル事業
(岐阜かかみがはら航空宇宙博物館)(H29 長期貸付事業)



35m直進梯子付消防自動車購入(H30 長期貸付事業)



美濃橋修復事業 (R1.R2. 長期貸付事業)

2 市町村振興宝くじ交付金の市町村交付事業

新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ等）に加え、市町村振興宝くじ（サマーチャンボ宝くじ等）の収益金の一部を県内市町村に交付し、各種事業に活用していただいています。

(1) 市町村振興宝くじ（サマーチャンボ宝くじ等）

県から交付される交付金から全国市町村振興協会への納付額及び公益事業充当分を控除した額を、県内市町村へ交付しています。

(単位：千円)

年 度	県からの交付額	市町村への交付額	交付割合
平成28年度	620,897	496,718	8割
平成29年度	617,708	494,166	8割
平成30年度	550,284	385,199	7割
令和元年度	557,758	390,431	7割
令和2年度	566,924	396,847	7割

※令和3年度より交付割合を5割に変更

(2) 新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ等）

収益金として県から交付された交付額を、県内市町村へ交付しています。

（単位：千円）

年 度	市町村への交付額
平成28年度	306,148
平成29年度	243,134
平成30年度	306,963
令和元年度	267,812
令和2年度	251,839

3 市町村振興事業への助成金交付事業

県市長会、町村会への団体助成のほか、市町村が共同して行う各種市町村振興事業に対して助成金を交付しています。

令和2年度助成額 29,147千円

4 市町村職員等研修事業及び研修参加費助成事業

市町村研修センターを設置し、各種研修を実施すると共に、国や公益団体等が主催する研修事業に職員を参加させた場合に助成金を交付するなど、多様化する市町村の行政ニーズに的確に対応できる有能な人材の育成に努めています。

(1) 市町村研修センター研修事業

岐阜県民ふれあい会館(当研修センター)又は各地域に出向いて県内市町村職員等を対象に「地方分権時代に対応できる有能な人材育成」、「市町村からの要望に応じた研修」を基本に各種研修を実施しています。

令和2年度は、コロナ禍のなかできるだけ多くの方に研修を受講していただけるように、感染対策を徹底的に行い（検温、手指消毒、換気、マスク着用、収容人数の1/2以下とした少人数制研修等）研修を実施しました。また、試行的にオンライン研修も実施し、令和3年度は、7講座でオンライン研修を予定しています。

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(計画)
受講者数(人)	6,156	5,970	5,725	4,425	6,229
研修講座数	63	64	64	60	62
研修日数(日)	250.5	256.5	255.5	256.5	264.5



感染対策を行ってグループ形式での研修



少人数制で席を離して研修



オンライン研修（市町村での受講風景）

(2) 研修助成金交付事業

国や公益団体等が主催する研修事業に職員を参加させた場合に、1人につき1研修あたり10万円を限度として助成金を交付しています。

その他、市町村等が研修のために職員を海外に派遣する場合も、その派遣事業の経費の範囲内で上限10万円の助成を行っています。令和2年度はコロナ禍の影響で対象事業はありませんでした。

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
研修参加数(人)	2,414	2,846	2,650	2,918	1,264
助成金額(千円)	55,475	54,650	52,546	51,538	26,205

※海外派遣研修助成金交付事業を含む

5 市町村の振興に関する情報提供事業

テレビのデータ放送やエフエムラジオ放送を利用して、県内42市町村の行政情報、生活情報、防災情報、イベント・観光情報を発信して、市町村振興に努めています。

(1) データ放送による市町村情報発信事業

テレビのデジタルデータ放送を利用して、県内市町村の行政情報、生活関連情報、イベント情報など市町村が発信したい情報を掲載しています。

また、防災情報として、河川の水位状況のライブ映像、警報・注意報の発令状況、避難所開設情報も提供し、県内市町村の安全・安心の情報提供も行っています。

(2) エフエム放送による市町村観光・イベント等情報発信事業

エフエムラジオ放送を利用して、県内の観光、イベントなどの情報を平日朝夕の通勤時間帯に放送しています。放送には、県内市町村の職員からなる「ぎふ観光おもてなし隊」G（ぎふ）メンに出演いただき、その時、その地域の旬な情報を伝えています。

IV 今後の運営について

市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ等）の売り上げ低迷に加え、昨今の超低金利の状況が続くなか、全国各県の市町村振興協会の皆様も同じ状況と推察しますが、大変厳しい協会運営が今後も続くものと見込んでいます。

そのような状況のなか当協会では、少しでも金利の高い債券での運用や、サマージャンボ宝くじ等収益金から当協会の市町村振興事業費への充当割合の見直し等を行い、適切な運営と効率的な市町

村支援に取り組んでいます。

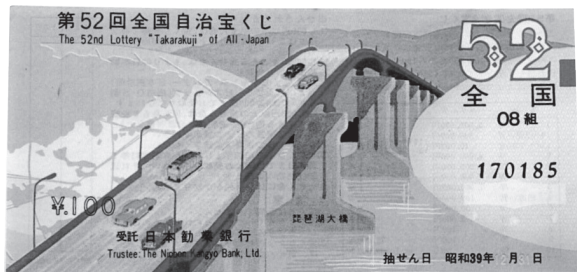
今後も、適切な財政運営を図りながら、引き続き県内市町村のニーズに的確にお応えできる事業の推進に努めてまいります。

宝くじ おもしろ話

今は昔。宝くじ券図柄の
伝説的な「うっかりミス」

日本の宝くじ券の図柄は「美しい」と海外で評判とか。そして、日本の宝くじファンの中にも図柄の美しさゆえ「捨てるのが惜しい」といって宝くじ券を収集している人も多い。

こうした評判の裏に、宝くじ券の絵柄を描



くデザイナーの苦労がある。タテ7cm×横15cmという小さな画面に描く宝くじの「顔」ともいべき図柄だ。製作上、守るべき制約はあるが、基本的な注意事項として図柄の「正確さ」がある。だが、ときに「うっかり」が生じる。ここに紹介するのも、その1つだ。

昭和35年12月21日発売の「第52回全国自治宝くじ」(写真)でのことだ。図柄は同年9月28日に開通した「琵琶湖大橋」だ。琵琶湖を挟んで西側・堅田と東側・守山をつなぐ長さ1.4kmの大橋で、双方向が別々に構築され、各2車線ずつ、合計4車線。券面を見ると、橋上の2車線道路の「両側」に街路灯がズラリと並んでいる。しかし、実際は車が走る方向の「右側」にしか街路灯はない。これは、よほど注意しないと…ですよ。



ご当地クーちゃん
松本城クーちゃん

宝くじ おもしろ話

抽せん会にドラマあり！
「前後賞」のあれこれ

宝くじの抽せん会では抽せん開始を前に、これから抽せんする宝くじの内容説明とともに、抽せん実施上の「約束ごと」が必ず説明される。その約束ごとの1つに当せん番号の「前後賞」についての説明がある。例えば「1等の前後賞」についての説明だと。

「1等の前後賞とは、1等と同じ組の前後の番号といたします。なお、10万番の前の番号は199,999番とし、199,999番の後の番号は10万番といたします」となっている。

以上で、明快に説明されているが、あと少

し丁寧に説明を加えるなら…。「100,000番の後の番号は100,001番で、199,999番の前の番号は199,998番」といってほしいところだ。

ところで、75年余の宝くじの歴史を通して、前後賞がついている当せん番号で、現実にかうしたことが起きたことがあるかという「ない」。だが、たった一度「惜しい！あとちょっと」といったことがある。

それは第1835回関東・中部・東北自治宝くじでのことだ。1等は500万円で1等の前後賞として各30万円がついていた。抽せん会で1等当せん番号は「46組100002番」と決定。その結果、1等の前賞は「46組100001番」に…。いかにも「残念！」でしょう。



ご当地クーちゃん
花笠まつりクーちゃん

宝くじ おもしろ話

宝くじ・4分の3世紀の 歴史を語る「5つの聖地」

「宝くじ」の前身「勝札」が発売されたのは昭和20年7月。いまから76年前だが、宝くじの歴史上で「聖地」ともいえる場所がある。その代表的な場所を5つあげてみた。

◎旧・日本勧業銀行本店（東京都千代田区内幸町）＝昭和20年6月に大蔵省は宝くじの前身「勝札（かちふだ）」の発売を決定し、発行業務を日本勧業銀行に命令。同行本店にある戦時貯蓄部が担当。第1回「勝札」を同年7月16日に発売した。

◎旧・日本勧業銀行長野支店（長野県長野市。現在は長野県労働金庫本店）＝昭和20年8月の終戦間際に戦時貯蓄部は同行長野支店へ疎開。15日に終戦。抽せん日は25日。長野支店で予定通り開催した。

◎三越・日本橋本店（東京都中央区日本橋）

＝第1回「宝籤」が発売されたのは昭和20年10月29日。その抽せん会は11月13日に東京・日本橋の三越本店1階の踊り場で開催。新聞報道では6,000人の観客が集まったとか。

◎日本劇場（東京都中央区有楽町）＝JR有楽町駅近くに昭和8年竣工、同56年2月閉館した大劇場（現在は有楽町センタービル＝愛称・有楽町マリオン）。ここで宝くじの抽せん会が何回も開催された。中でも記念すべきは同29年3月31日に開催された政府発売の最後の宝くじ「3月宝くじ」の抽せん会だ。

◎日劇前宝くじチャンスセンター（東京都中央区有楽町）＝有楽町・日本劇場前の晴海通り沿いに「日劇前宝くじチャンスセンター」が昭和35年11月に開店。シャレた作りで宝くじの代表的な売り場として注目された。しかし、日本劇場の閉鎖にともない同56年2月閉店。近くに西銀座デパートチャンスセンターを新規開店して業務を受け継いだ。



ご当地クーちゃん
さるぼぼクーちゃん